

○ 財務省令平成二十三年三月三十日告示第52号  
國債の發行等に關する省令第11項（昭和57年利付國債づきの大藏省告示第52号）

一 行政条件等を次年の一月とおり告示に發行する。したがつて、第11項の規定による。  
二 法律の施行に付する。したがつて、第11項の規定による。  
三 法律の施行に付する。したがつて、第11項の規定による。  
四 発行方法の適用及び根拠を記す。

ご務後格競債定特あ争争う札価振の以律社十条九特五利と大に競争市め別つ入入。格替適下へ債二年第別回に臣行争入場る参て札札に以を機用「平、条一法会」國庫債券（三十一年）（第33号）（昭和57年利付國債づきの大藏省告示第52号）  
応がわ入札特も加、「と發よ」下競闘を振成株第一項法律計式一項、第二項に財務大臣安住淳  
募各れ札發別の者財同行に「争は受替法」（三十一年）（第43号）（昭和57年利付國債づきの大藏省告示第52号）  
限國るの行參にご務時「発価に日ける」といふ。法律第77条（第44号）（昭和57年利付國債づきの大藏省告示第52号）  
度債入募「加よと大にと行格付本銀も」（三十一年）（第43号）（昭和57年利付國債づきの大藏省告示第52号）  
額市札入と者るに臣行い（競し銀行の）（三十一年）（第43号）（昭和57年利付國債づきの大藏省告示第52号）  
を場でのい・發応がわう（以争て行の）（三十一年）（第43号）（昭和57年利付國債づきの大藏省告示第52号）  
定特あ決う第行募各れ（下入行とし）（三十一年）（第43号）（昭和57年利付國債づきの大藏省告示第52号）  
め別つ定（I）（限國る、「札わする」の）（三十一年）（第43号）（昭和57年利付國債づきの大藏省告示第52号）  
る参てを及非下（度債入価）（三十一年）（第43号）（昭和57年利付國債づきの大藏省告示第52号）  
も加、「しひ価」（額市札格）（三十一年）（第43号）（昭和57年利付國債づきの大藏省告示第52号）  
の者財た価格國を場で競競い入の定法（三十一年）（第43号）（昭和57年利付國債づきの大藏省告示第52号）

## 六

イ  
發

入価 入価・別債行争非者特国  
 札格行札格第参市及入価・別債  
 発競 発競Ⅱ加場び札格第参市  
 行争額行争非者特国発競I加場

四つ定円二付七千額發四う額  
 千いに、千国条七面行十ち面  
 二て基同八債の百金し六、金  
 百はづ法十に規九額た条特額  
 五、き第六つ定十で利第別で  
 十額發六億いに五四付一會六  
 万面行十二て基万千国項計千  
 円金し二千はづ円二債のに四  
 額た条九、き、百に規関百  
 で利第百額發同三つ定す十  
 九付一五面行法十いにる七  
 十国項十金し第二て基法  
 八債の五額た四億はづ律円  
 億に規万で利十二、き第

## 五

ロイ  
方募

入価法入  
 札格決  
 発競定  
 行争の

込募各当も各  
 み限国ての申  
 の度債るか込  
 応額市。らみ  
 募の場その  
 額範特のう  
 を囲別応ち  
 割内参募応  
 りに加額募  
 当お者を価  
 ていご順格  
 るてと次の  
 。各の割高  
 申応りい  
 発別に  
 行參よ  
 一加る  
 と者發  
 い・行  
 う第へ  
 )。II以  
 非下  
 価一  
 格國  
 競債  
 争市  
 入場  
 札特

九　八

ハ

振額最

替 単 位	低 額 金	行 入 札 發 競 II	争 債 第 市 加 場	非 別 債 參 市 I	者 債 市 競 加 場	特 札 發 競 行 行 競 加 場	国 格 市 競 行 争 額	入 札 金	価 格 競 行 争 額	入 札 金	価 格 競 行 争 額	行 入 札 發 競 II	争 債 第 市 加 場	非 別 債 參 市 I	者 債 市 競 加 場	特 札 發 競 行 争 額
-------------	-------------	-----------------------------	----------------------------	----------------------------	----------------------------	---	---------------------------------	-------------	----------------------------	-------------	----------------------------	-----------------------------	----------------------------	----------------------------	----------------------------	---------------------------------

す額の振 るの記替 。整載法 数又の 倍は規 の記定 金録に 額はよ に、る よ最振 る低替 も額口 の面座 と金簿	五 万 円  二 億 八 百 万 円  四 十 万 円	百 三 十 二 億 八 百 万 円	六 千 五 百 九 億 六 千 七 百 八 十 万	五 百 八 十 三 億 千 八 百 四 十 万 円	六 五 五 百 九 億 六 千 七 百 八 十 万	六 五 五百 九 億 六 千 七 百 八 十 万	六 五百 九 億 六 千 七 百 八 十 万	六 五百 九 億 六 千 七 百 八 十 万	六 五百 九 億 六 千 七 百 八 十 万	六 五百 九 億 六 千 七 百 八 十 万	六 五百 九 億 六 千 七 百 八 十 万	六 五百 九 億 六 千 七 百 八 十 万	六 五百 九 億 六 千 七 百 八 十 万	六 五百 九 億 六 千 七 百 八 十 万	六 五百 九 億 六 千 七 百 八 十 万	六 五百 九 億 六 千 七 百 八 十 万
						でた 百利 三付 十國 百億 円に 円に 圓に つ定 いに て基 づ定 いに て基 、づ律 額き 面發 金行 額し	条特 第別 一會 項計 債の 規闘 すす るる 法 律 第 四 十 利 六	特 別 規 計 に 闘 、 す る 法 律 第 四 十 利 百	七 十 四 億 圓 づ き 發 行 額 付							

七

ロ　イ

払

ハ

口

十  
三  
二

十  
十  
口  
イ  
一  
發

の 経 利 入 價 · 別 債 行 争 非 者 特 国 入 價 発  
払 過 札 格 第 参 市 及 入 價 · 別 債 札 格 行 行  
込 利 發 競 II 加 場 び 札 格 第 参 市 發 競 價  
み 子 率 行 争 非 者 特 国 發 競 I 加 場 行 争 格 日

(二)

時 額 金 に の 口 る に  
に へ 額 よ に 座 も 係 発  
お た に り つ に の る 行  
い だ 百 算 い 記 と 所 時  
て し 分 出 て 載 し 得 に  
取 、 の し は 又 て 税 お  
得 当 二 た 、 は 振 が い  
す 該 十 金 前 記 替 源 て  
る 国 を 額 記 錄 口 泉 、  
者 債 乘 か (一) さ 座 徵 そ  
が を じ ら の れ 簿 収 の  
非 發 た 当 算 る 中 さ 利  
居 行 金 該 式 も の れ 子

$$\text{額面金額の総額} \times \frac{2.0}{100} \times \frac{122}{365}$$

む 十 式 は 二  
も 号 に 、 募 ·  
の に よ 払 入 ○  
と 規 り 込 決 パ  
す 定 算 金 定 ।  
る す 出 額 の セ  
。 る し に 通 ン  
期 た 加 知 ト  
日 金 え を  
に 額 、 受  
払 を 次 け  
い 第 の た  
込 二 算 者

錢 額 五 額 平  
面 錢 面 成  
金 以 金 二 十  
額 上 額 四 年  
百 の 百 円 一  
円 そ 円 月 一  
に れ に つ ぞ  
つ ぞ き き  
百 の 百 一 応  
一 応 一 円 募  
六 價 五 円  
十 格 十 價

二十九八七六  
二十十十十五

払者入払元償償  
込札場利還還  
期參所金金期  
日加支額限子以

平成財務大臣から通知を受けた者  
年一月二十日  
支年うに九。前、日  
年六各及  
月支び  
間払九  
月に期月  
属に二  
すお十  
るい日

額面金額  $\times \frac{20}{100} \times \frac{1}{2}$

十四

初  
期  
利  
子

規下は期た期平定、が金と成控得は出に住す次そ銀額し二除税外しは者る号の行を、十すの国た、又期及翌休支次四る税法金前は日び営業払の年こ率人額記外に第業う算三とをがに(一)國つ十日。式月が乗適當の法い六にたに二でじ用該算人て号支當だよ十きたを非式で同に払たしり日る金受居にあじおうる、算を。額け住よる。いへと支出支。る者り場て以き払し払を所又算合